

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー

② 施設・事業所情報

名称：小ざくら乳児保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：山本 己晴	定員（利用人数）：90名（107名）	
所在地：岡山県倉敷市水島北幸町2番3号		
TEL：086-446-2016	ホームページ： https://www.cumre.or.jp/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：1975（昭和50）年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 クムレ		
職員数	常勤職員：25名 非常勤職員：16名	
専門職員 （内 訳）	保育士：22名 保育士 16名	
	管理栄養士：2名	
	看護師：1名	
施設・設備の概要	保育室・遊戯室 ：468.32㎡ 調理室・静養室 ：83.95㎡ その他：265.90㎡ （設備等）	

③ 理念・基本方針

●理念

ともに育ち ともに生きる

●基本方針

<法人> ・利用者の満足の追求 ・集う人の幸せの追求
 ・強くしなやかな組織創り ・地域社会への貢献

<施設>

・子ども一人ひとりの人格を尊重し、個性を伸ばし自立を促し、家族とともに成長・発達の援助を行います。
・子ども同士が励ましたり、助け合ったりして、様々な体験のなかで成長していけるような環境をつくります。

④ 施設・事業所の特徴的な取り組み

- ・一人ひとりを大切にする保育として、ゆるやかな育児担当制の実践を行っています。特に育児（食人・排泄・着脱）は、特定の保育士が担当することで、信頼や愛着関係を築きます。
- ・お子さんの発達状況や情緒面も細かく把握し、年齢・発達に応じた丁寧な保育を実践します。
- ・親子の愛着形成を意識した地域を含めた保護者支援として、妊娠期からのプレママイベントや保育体験などを実施しています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年6月10日（契約日）～ 2019年12月24日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（2014年度）

⑥ 総 評

◇特に評価の高い点

1. 地域共生社会の実現に向けて法人内の体制を整備し、関係機関や住民とともに地域の実情に応じた取り組みを展開している

法人では、第2期中期経営計画（平成27年4月～令和2年3月）を定め、「地域共生社会の実現と拠点体制の構築」を目指して「相談からサービスまで切れ目のない利用者支援の実現」などの「7つの柱」を掲げている。それに基づき「倉敷」および「水島」の各エリア（拠点）が中心となり、拠点内の各事業所の取り組み状況や課題などを共有しながら展開している。

特に、平成30年度からは、各事業所の日々の業務に加え、拠点内の事業所がチームを構成して実施する取り組みを5つのテーマに分類している（「繋（つなぐ）」「育（そだつ）・遊（あそぶ）」「学（まなぶ）」「暮（くらす）・働（はたらく）」「支（ささえる）」）。テーマごとに月1回の会議「カテゴリーミーティング」を開催して、地域の状況に応じた事業（関係機関による事例検討会、住民主体のサロン活動、妊産婦同士の交流会、学齢期の子どもの居場所づくりなど）に取り組んでいる。

これらの取り組みについては「地域共生社会の実現」の方針を掲げて、各エリア（拠点）で取り組むテーマ（6つのカテゴリー）をシンボリックに明示し、全事業所、地域住民、関係機関の連携を構築しながら地域の状況に応じて取り組む体制を整備しているもので、高く評価したい。

今後は、それらの取り組みを各エリア（拠点）および各事業所の事業計画によって明確に位置づけ、計画的に充実させていくことを期待する。

2. 園の特色に「豊かなあそび」の提供が子どもの成長を促してきえる力になると明示し、子どもの発達支援に取り組んでいる

当事業所では「小ざくらのご案内」のほか別冊の「小ざくら乳児保育園」を作成し保護者に配布している。別冊には乳児期の保育で大切なことは「思いやり」「意欲」「友だちづくりの能力」を育てることであり、これらはすべて遊びを通して培われ、「豊かなあそび」の経験が子どもの成長を促すとともに生きる力になると記載している。

その上で、当事業所では、保育環境のおもちゃ、わらべうた、絵本などはよいものを提供することを保育の特色の一つにしている。子どもの生活と遊びの場になる保育室は、それぞれの発達に配慮したさまざまな手づくりを含む木質系の玩具・遊具等を整え、子どもが遊びたくなるように工夫している。0～1歳児が遊ぶ玩具類については、特に「玩具の手引き」を作成し、活用している。握る遊び、感触遊び、出し入れぽつとん遊び、通す遊び、型はめ遊びなどを玩具の特性に応じて分類し、さらには育つところ、遊び方、職員の配慮を写真やイラスト入りでまとめている。

わらべうたや絵本は、月・週案で季節の歌などを取り上げたり、自由遊び保育者と子どもが対面で好きな歌や絵本を楽しんだりしている。「動」として身体を動かす遊びも積極的に取り入れ、赤ちゃん体操をはじめ、友だちと一緒にの広いテラスでの遊具遊び、砂場遊び、散歩などの自然体験遊びなど多彩である。豊かな遊びを目指し、乳児期の子どもの遊びを「静」と「動」のバランスよく実施することで子どもの発達支援につながっていることがうかがえる。

◇改善を求められる点

1. 利用者満足の上昇の視点から、既存の取り組みの改善を期待する

利用者満足度を把握し、改善点を明確化する取り組みとして、毎年「保護者アンケート調査」を実施している。この調査は法人内の4園で同じ内容のアンケート項目（保育内容、リスク、苦情・意見、保育と家庭の17項目）で、結果は園長と副園長が集計・分析し、保護者に報告するとともに、ホームページで公表している。

この「保護者アンケート調査」の回収率は60%レベルであり、アンケート項目に対してほとんどの保護者は「はい」と回答している。今回の第三者評価で実施した「保護者アンケート」では、総合的な満足度は「大変満足」の55.6%と「満足」の44.4%で100%となる高い水準である。しかし、園に対する率直な意見も多数寄せられ、また「第三者による調査なので率直に意見を言うことができた」というコメントが寄せられている。今後は、保護者の意見を引き出すようなアンケート項目や、保護者が意見を言いやすいアンケート方法について検討することを期待する。

保護者アンケートを活用して、園長・副園長が検討し、改善した事案がある。しかし、職員自己評価では、保護者会の位置づけ、利用者満足に関する調査への取り組みにおいて体制が不明確であること、そして結果に基づく具体的な改善が弱いことなどがうかがえる。職員を巻き込み、利用者・保護者への直接的なアンケートに限らず、第三者を活用した取り組みなどを検討するよう期待する。

2. 乳幼児の虐待等権利侵害防止についてのさらなる取り組みと、保護者への意識的な関わりや啓発活動が行われることを期待する

乳幼児の虐待等権利侵害防止の取り組みについては、入園時の説明や冊子「小ざくらのご案内」で法人として伝えている。乳幼児に対する虐待等権利侵害は社会的な問題になっているため、法人4園でも防止に向けて取り組み、保護者に対しても確認させてもらうことがあると伝えている。

実際には、虐待等権利侵害防止については、法人内に虐待等を発見した場合の体制を整え、職員は法人内研修、外部研修、子ども虐待対応マニュアルなどで学んでいる。

また、職員会議などでも、虐待防止ガイドラインの読み合わせや話し合いなどを実施しているが、この項目の職員自己評価の結果は 71.8%とあまり高くなく、保育現場で虐待等権利侵害の防止を意識したさらなる取り組みが求められる。一方、保護者に対しては、虐待等権利侵害防止に向けた啓発とともに、初めて行う育児であったり、初めての保育園生活を送る保護者等もいることから、子育てについての相談や話し合いの場が気軽に持てるような工夫・配慮も必要と思われる。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・ 今回の第三者評価を受審し、自園で行っている取り組みをいかにわかりやすく、明確に保護者（利用者）や職員に伝えるか、伝わっているかを見直すよい機会となりました。

また、「事業計画」や「保育のねらい」については、職員間の十分な話し合いのもとで全職員が目標に向かって業務にあたること、PDCA サイクルで常に改善し、保育の質の向上ができるようコミュニケーションを重ねていきたいと感じました。

・ 利用者が、いつでも気軽に思いを伝えられるようにするなど、意見を吸い上げることのできる機会を増やしていき、一緒に子育てについて考えていくように工夫したいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙（p.5～37）の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		評価
判断基準	a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	a
	b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)84.6% b)15.4% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人として、基本理念、基本方針、行動指針を明文化し、ホームページや広報誌「クムレだよりふれあい」(年3~4回、約1,000部発行)等に掲載するとともに、当事業所を含む各事業所内で掲示している。 ・法人名である「クムレ」は、ラテン語の「cumクム=ともに」と「vivereウィーウエレ=生きる」から引用した造語で、法人の「ともに生きていく」という基本理念を表現している。また基本理念は利用者や家族・職員はもとより、地域の方々と「ともに」という考え方を包含している。 ・法人では全職員(正職員と嘱託職員A)に「ブランドブック」(「クムレ10の心得」を解説し組織の理念等を職員に理解・浸透させることを目的とした小冊子、嘱託職員Bには「ブランドカード(クムレ10の心得を表記)」を常に携行させ、経営会議、法人内研修などの機会に音読することを規定で定めている。 ・当事業所では、法人の方針に則って、職員会議でブランドブックの記載事項、法人スローガン、職員の心得などを毎回唱和して共有することに努めている。 ・保護者に対しては入園時の保護者説明会の冒頭で基本理念等について説明している。</p>	

I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		評価
判断基準	a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)15.4% c)2.6% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・事業経営をとりまく環境と経営状況に関しては、理事長および法人事務局が中心となって保育を含む社会福祉事業全体の施策動向を把握し、執行役員会および経営会議で法人全体の方向性を決定している。当法人では経営する事業所を「倉敷」および「水島(当園を含む)」のエリア(拠点)に分け、それぞれの拠点会議で法人の方針を共有するとともに、拠点内の各事業所の取組み状況、地域貢献活動、拠点全体の課題等を協議してその共有に努めている。 ・法人では「地域共生社会の実現」に向けて両拠点を中心とした事業展開の方向性を明確に掲げて取組みを強化しており、拠点ごとに地域の福祉ニーズの情報収集と共有、方針決定を行う体制を整備してきている。</p> <p>■ 改善課題 経営状況の把握および分析は理事長と法人事務局が主導し、その方針に基づいて拠点ごとに情報収集や共有を行うしくみに切り換えてきている。しかし、そういった法人の方向性を職員にどう周知し理解を浸透させるかは法人全体の課題となっている。さらなる取組みに期待する。</p>	

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		評価
判断基準	a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)30.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人全体の方向性を踏まえ、「倉敷」および「水島(当園を含む)」の各エリア(拠点)が中心となって拠点内の各事業所の取組み状況や課題などを共有しながら取組をすすめるしくみである。特に平成30年度からは各事業所の日々の業務に加え、拠点内の事業所がチームを構成して実施する取組を5つのテーマに分類している(水島拠点では「繋(つなぐ)」、「育(そだつ)」、「遊(あそぶ)」、「学(まなぶ)」、「暮(くらす)・働(はたらく)」、「支(ささえる)」、倉敷拠点でも独自に5分類)。そしてそのテーマごとに毎月1回の会議(「カテゴリーミーティング」という)を開催して地域の状況に応じた事業に取り組んでいる。 ・当園は主に「育」のカテゴリーに位置づく事業所の一つであり、職員はそのカテゴリーの取組みである妊娠期の母を支援する「プレママデー」(毎月開催)などに取り組んでいる。</p> <p>■ 改善課題 当法人では拠点ごとのカテゴリーミーティングを核とした取組みの「ブラッシュアップ」(理事長)を課題としている。当園では職員が日常の保育に加えてそれぞれの事業に関心を持って取組み始めており、園長は少しずつ理解が進んできていると考えている。さらなる取組みに期待する。</p>	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		評価
判断基準	a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	a
	b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。	
	c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)84.6% b)7.7% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人として制度改正や医療・福祉を取り巻く状況を踏まえ、第2期中期経営計画(平成27年4月～令和2年3月)を定めている。この計画は副理事長がリーダーとなり主に各事業所の管理者が中心となって原案を作り、経営会議に諮って策定したものである。そこでは法人の理念のもとに、「地域共生社会の実現と拠点体制の構築」を目指して「相談からサービスまで切れ目のない利用者支援の実現」などの「7つの柱」を掲げ、それぞれの柱ごとに具体的な取組を明示している。 ・中期経営計画は外部環境などの変化に応じて随時見直している。見直す場合には執行役員が検討して経営会議で承認されるしくみである。今年度は「地域共生社会の実現」を目指すという方向性をより明確化する観点から、「相談からサービスまでの切れ目のない利用者支援の実現」の項目に「地域住民との協働」の視点を盛り込んでいる(第2期中期経営計画ver3)。</p>	

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		評価
判断基準	a) 単年度計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	b
	b) 単年度計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c) 単年度計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.1% b)10.3% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人の中期経営計画を踏まえて拠点ごとに事業計画(当園の園長が水鳥拠点の統括としてとりまとめ)を作成し、それを踏まえて当園を含む各事業所が単年度の事業計画を策定するしくみである。 ・単年度の事業計画は全事業所が「事業所年度方針」「支援計画」「働きやすい職場づくり」などの共通の項目に添って記述している。また各々の項目も共通的に「達成目標」「実施計画」「実施責任者」等に分類して記述する形式にしており、可能な限り具体的に記述になるように法人として枠組みを定めている。</p> <p>■ 改善課題 各事業所が作成する単年度計画の枠組みの統一によって、法人として記述内容の標準化と具体的な記述になるよう工夫に努めている。しかし、当園の事業計画の「達成目標」や「実施計画」の記述は、やや抽象的な範囲にとどまっているものも見受けられる。また、拠点の事業計画と当園の事業計画との関係性、あるいは法人の方針である「地域共生社会の実現」に向けた6つのカテゴリーによる取組みについての当園における位置づけや関係性なども、事業計画からは読み取りにくい。より充実した事業計画の策定に向けた取組みに期待する。</p>	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		評価
判断基準	a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)38.5% c)2.6% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・事業計画は、園長、副園長、主任が法人および水鳥拠点の方針や課題等を踏まえ、リーダー級職員から情報収集して原案を作成している。原案は拠点内事業所の責任者が集まって調整し、拠点会議で発表して理事長からのコメントを得たうえでとりまとめている。 ・事業計画は毎年4月の職員会議(月1回)で全員に配布するとともに園長が内容を説明して周知している。なお、進捗管理は平成30年度から職員会議で確認するようになった。拠点会議の報告も職員会議で意識的に行っている。</p> <p>■ 改善課題 ・事業計画は幹部職員がリーダー級職員から情報収集して原案を作成しているとはいえ、その過程において基本的には一般職員の意見集約等の機会は設けていない。職員への周知は行っているものの、できる限り事業計画策定過程での職員の参加や意見の集約・反映の機会が求められる。 ・事業計画の内容が、水鳥拠点内で行われているカテゴリーミーティングを中心とした取組みとの関係性についてまだ明確に整理されていないこともあり、事業の進捗管理は園内のグループ活動(愛着、造形など)や行事を中心としたものにとどまっている。なお、今回の第三者評価の実施に伴って行った職員自己評価では、「事業計画の評価や見直しの実施」「評価の結果にもとづく事業計画の見直し」に関する項目に関して、肯定的な回答の割合が他の項目に比較してやや低位であった。 ・事業の着実な実施のためには、職員の参加や理解のもとに事業計画の策定や振り返りなどが行われることが重要である。さらなる取組みに期待する。</p>	

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		評価
判断基準	a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	b
	b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c) 事業計画を保護者等に周知していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)30.8% c)2.6% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人の事業計画はホームページに掲載するとともに広報誌(くもれだより「ふれあい」)に当該年度の法人方針と基本理念を掲載している。なお、ホームページや広報誌では法人および各事業所の様々な取組みの報告も掲載して周知している。 ・当園では「園だより」に事業計画の「重点目標」や「保育のポイント」を掲載して保護者への周知に努めている。また、保護者会の役員に対しては、法人副理事長(認定こども園の園長)が年度当初の役員会で事業計画の重点的な事項を中心に口頭で説明している。副理事長の説明はできる限り重点化して手短かにっており、具体的にはホームページを参照するよう勧めている。</p> <p>■ 改善課題 園長は、保護者に対する周知は必ずしも十分ではなく、年度の重点的な方針等については、もっと明確に示してもよいのではないかと考えている。事業計画は、その記述内容の充実が図られるとともに、子どもの保育に直接間接に関わる重要な情報として保護者への積極的で分かりやすい周知の取組みが求められる。さらなる工夫と積極的な周知に期待する。</p>	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		評価
判断基準	a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)87.2% b)12.8% c)0.0% 無回答)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・福祉サービス第三者評価事業の受審は法人の方針で事業所ごとに計画的に進めている。当園では平成26年度以来3回目で、5年ごとに受審している。前回は受審結果を踏まえてマニュアルの整備や専門職(看護師)の採用などを進めた。今回は職員自己評価や保護者調査の結果を活用し、できることから事業計画に反映させて具体化したいと考えている。 ・毎年度、法人内の4つの保育園(当園、認定こども園、夜間保育園、小規模保育園)に共通の内容で、保護者アンケートを実施している。 ・今年度は園内研修の一環として公開保育に力を入れ、毎回の実施後に参加者からの意見を聞く振り返りの機会を設けている。</p> <p>■ 改善課題 毎年度の保護者アンケートや5年ごとの福祉サービス第三者評価の受審など、保育の質を振り返る機会を計画的に設けている。しかし、自ら質の向上に努める組織体制づくり、という点では必ずしも十分ではない。 定期的な自己評価や第三者による評価の結果に対する分析、分析結果を踏まえた改善課題の抽出、などを行う「しくみ」が組織として定められ、それが機能していることが重要である。課題解決のための改善計画の策定、改善に向けた取組みの実施、取組み状況の定期的評価と改善計画への反映なども含め、いわゆる一連のPDCAサイクルを実現する組織体制(例:担当体制や委員会など)の明確化が求められる。</p>	

I-4-1-2 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		評価
判断基準	a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
	b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)64.1% b)28.2% c)5.1% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・前回の福祉サービス第三者評価の受審では、結果を踏まえてマニュアルの整備や専門職(看護師)の採用などを進めた。 ・毎年度に実施している保護者アンケートの結果に対して、評価が低かった項目については園長等で対応策を検討して次年度の保育計画や全体の計画に反映することに努めている。 ・本年度に力を入れている公開保育においては毎回の実施後に参加者から意見を聞いて振り返り、本年度後半以降の保育に生かしていく予定である。</p> <p>■ 改善課題 保護者アンケートや個々の課題に対してはその都度に幹部職員で検討して改善策を各クラスに周知して取り組んでいる。しかし、アンケート等の「結果に対する分析」や「改善すべき課題」等の文書化と職員間での共有、改善計画の策定と実施、実施後の評価、といった一連の組織的なプロセスの実施という点では必ずしも十分ではない。また、その各過程での職員参画の機会も明確には位置づけていない。 評価結果に対する計画的な改善策の実施に向けて、さらなる取り組みに期待する。</p>	

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-1 管理者の責任が明確にされている。

II-1-1-1 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		評価
判断基準	a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	b
	b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)20.5% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・当園の園長は法人の執行役員および水島拠点の統括でもあることから、会議等のために不在がちで園長としての職務時間の確保に苦慮している。園長としては乳児保育園であることから、特に子どもの安全衛生を重視しつつ子どもがくつろげ安心できる場所でありたいと考えている。また、若い職員から年輩の職員までいるので、当園を大きな家のような安心して働ける場に、職員自らが預けたいと思い、保護者から頼りにされる職員集団を作りたいと考えている。 ・園長は年度当初の職員会議で職員に対して法人および当園の方針等を説明し、理解の浸透に努めている。 ・園長の責務は法人の就業規則の役割資格、職群役割資格等級の中で明示しており、また、職制規程で決済権限も定めている。なお、法人の職務権限規程では、できる限りの権限の委任や下位職への移譲を明示しており、不在時も含めた意思決定の権限の所在を明確にしている。</p> <p>■ 改善課題 園長自身は不在がちであることで役割の徹底が十分ではないとしているが、当園での役割と責任の範囲をより明確にして職員や保護者へも周知し、法人の方針と質の高い保育の実現にその役割と責任を果たすことが求められる。 副園長等との連携と役割分担を進め、より適切なりーダーシップの発揮に向けた取り組みに期待する。</p>	

II-1-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	b
	b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 84.6% b) 10.3% c) 0.0% 無回答) 5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・園長は、法令遵守に関する研修等には特に参加していないが、保育を含めた社会福祉制度の改正、職員の処遇改善に関する取扱いなど行政の通知等を確認して現行法令の把握に努めている。特に園舎の建て替えが進行中であることから、最低基準等の内容把握を精力的に行ってきた。 ・職員に対しては行政からの指導内容を伝えたり、子どもの受入れに関する基準の理解を促すなど、職員への周知に努めている。</p> <p>■ 改善課題 保育所の施設長は自ら法令や倫理を正しく理解し、組織全体を積極的にリードしていく大きな責務を負っている。そのために遵守すべき法令等の十分な理解はもとより、職員が理解を深めるための体制づくりや教育・研修等の実施に関して強いリーダーシップの発揮が求められる。さらなる取組みに期待する。</p>	

II-1-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		評価
判断基準	a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
	b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 64.1% b) 17.9% c) 2.6% 無回答) 15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・園長は保育士でもあり、保育の質の向上に意欲を持っている。日々の保育や公開保育で他の保育所の保育を見ることなどを通じて当園の保育の質を評価している。また、直接的に職員と対話する機会が少ないが、職員会議や昼礼などの場で必要に応じて職員に直接に指導することもある。 ・職員に対してはお互いに協議し、納得して質の向上に努めてほしいと期待している。</p> <p>■ 改善課題 園長は保育の専門職であることから保育の質の向上に対して関心を持って当園の保育の質の現状を評価している。施設長には保育の質に関する現状と課題を把握し、その向上に向けて研修の充実や体制づくりなど、組織的な取組みを具体化させる指導力の発揮が求められる。副園長等との適切な連携と役割分担をしつつ、保育の質の向上に向けたさらなる取組みに期待する。</p>	

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		評価
判断基準	a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	b
	b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)74.4% b)15.4% c)0.0% 無回答)10.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・園長は事務の効率化を図るため、資料や記録の作成を集中できる時間を確保して取り組むよう職員に指示している。また、職員会議を効率的に進めるため、協議題を簡素化するとともに協議題をあらかじめ記入した書類を回覧し、少しでも課題に対する事前の理解促進と会議後の実務の省力化を図ろうと努めている。 ・現場の業務負担軽減のため、収益を勘案しつつフリーの職員を置き、現場の保育士の支援を行っている。</p> <p>■ 改善課題 園長は職員の業務負担の軽減に努めているが、組織内での同様の意識を形成するための取組みについては「十分ではない」としている。施設長には、人事、労務、財務等の各視点から常に現状分析し、情報通信技術の活用を含め、コストバランスに配慮した効果的な業務改善に向けた具体的な取組みが求められる。また、同様の意識を職員に浸透させるためのリーダーシップも不可欠である。さらなる取組みに期待する。</p>	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		評価
判断基準	a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	b
	b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.8% b)23.1% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人としての「キャリアパスの仕組み」を整備して職員のキャリアアップを支援する体制を整えている。それは「キャリアパス対応人事処遇制度」、「キャリアアップ支援の職員研修体系」、「業務目標管理評価制度」で構成され、職位に応じた役割資格の明示、キャリアアップ支援の職員研修体系、評価制度、が連動したしくみである。 ・採用活動は法人事務局の人材確保対策室が担当し、ホームページによるPRや拠点ごとでの職場説明会の開催、市内の民間保育所による民間保育所協議会で地域の保育養成校への説明会などを実施している。また、新たに職員紹介制度を導入した。実際の採用は実習を契機としたもの、口コミ、ホームページやSNSを見て、説明会に来て、という場合が多い。 ・当園の職員に関する人事異動は、本人の意向を踏まえて他職員の退職予定、異動希望などを勘案して法人内の保育所間(実質的に水島拠点内)で調整している。 ・嘱託職員には保育経験の豊かな者が多く、日常業務では正職員を指導できるほどの職員もあり、保育の質の確保に役割を果たしている。</p> <p>■ 改善課題 法人として職員のキャリアアップのしくみを整備し、必要な人材の明確化、計画的な人材の確保と育成の体制を整備している。なお、保育士の採用は次第に厳しくなりつつあり、目標とする保育の質を確保するためには、人材の確保・定着の取組みにおいてより一層の工夫が求められる。また、嘱託職員は保育者として経験豊富だが、法人の方向性等に対する理解浸透が課題となっている。さらなる取組みに期待する。</p>	

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		評価
判断基準	a) 総合的な人事管理を実施している。	b
	b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c) 総合的な人事管理を実施していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)28.2% c)2.6% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人として「キャリアパス対応人事処遇制度」「キャリアアップ支援の職員研修体系」「業務目標管理評価制度」で構成される「キャリアパスの仕組み」を整備している。 ・職位階層ごとに「期待する職員像」(職務・役割行動の求められる姿)を明示し、人事考課制度において、役割等級の昇降格等の審査、職員育成のための情報収集、などを行っている。具体的には、業務・目標管理評価、要素別評価、キャリアアップ能力開発目標などに関するシートを用いて、目標設定面接(5月)、中間面接(10月)、期末評価面接(3月)、を行って4月にフィードバックしている。 ・以上のしくみは「キャリアパス運営手引き」などにまとめられて明示している。</p> <p>■ 改善課題 法人として役割資格等級制度、研修制度、人事評価制度を連動させた総合的な人事管理制度を運営している。しかし、職員自己評価では「処遇改善の必要性等」を評価・分析するための取組、「職員の意向・意見や評価・分析等に基づく改善策の検討」「自ら将来の姿を描くことができる総合的な仕組みづくり」の各項目において、肯定的な回答の割合が他の項目に比べてやや低位であった。これらの原因分析も含めて、より適切な運用に向けた取組みに期待する。</p>	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。		評価
判断基準	a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	b
	b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)64.1% b)33.3% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・有給休暇の取得状況は各自が届け出る「有給休暇届出簿」と勤務予定表を組むタイミングで把握している。また、法人では有給休暇の消化率50%を目標に取り組んでいる。 ・法人が行った平成30年度共通職員意識調査において、保育所職員の「労働時間(残業)に対する対策」の項目の数値が低下したことから、各拠点で対応策に取り組んでいる。やるべきことの洗い出し(業務改善、書類の簡素化、残業防止の声かけなど)、毎月の拠点会議で状況報告と協議を行っている。 ・個々の職員の面談の機会は、新任職員にあってはクムパートナー制度(当法人のOJTのしくみ)でのクムパートナーとの日常的なやりとりや、他には人事考課面接があり、それらの際に意向の把握に努めている。また、法人では「ハラスメント」に関する相談窓口を設けている。 ・福利厚生制度としてはソウェルクラブ(社会福祉法人福利厚生センター)に入室していることでの各種サービス、職員互助会、5年ごとに研修旅行がある。また、本年8月に当法人職員向けの企業主導型保育所を開設した。 ・法人では、次世代育成支援対策法に基づく行動計画および女性活躍推進法に基づく行動計画を定めている。</p> <p>■ 改善課題 法人としての働きやすい職場づくりに努めている。しかし、職員自己評価では、「改善策の反映と実行」に関する項目において、肯定的な回答の割合が他の項目に比較してやや低位であった。 職員の就業状況や意向・意見を適切に把握するしくみや体制、その結果を分析・検討して改善に結びつける一連の取組みの充実が求められる。</p>	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		評価
判断基準	a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	b
	b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)67.7% b)30.8% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人として「キャリアパスの仕組み」の一つとして正職員を対象とした「業務目標管理評価制度」を整備している。 ・職位階層ごとに「期待する職員像」(職務・役割行動の求められる姿)を明示しており、職位に応じて一人ひとりの職員が所定のシートによって5月中旬までに上司との面接を経て業務上の重点課題と目標、能力開発の目標などを設定し、10月の中間面接と3月の期末面接を経てその遂行度・達成度を評価決定する仕組みである。</p> <p>■ 改善課題 法人として職員育成・研修のしくみと連動した個々の職員の目標管理のしくみを整備している。なお、業務目標管理評価制度は正職員を対象としたものである。当園では嘱託職員等の人数が全体の約4割を占め、また保育者として経験豊富な者が多い中で、一人ひとりに法人や保育所の目標や方針をどう徹底していくかが課題となる。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		評価
判断基準	a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)25.6% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人では職員のキャリアアップ支援を重要施策と位置づけ、キャリアパス推進室を設けて職員の教育・研修に関する計画や見直しに取り組んでいる。キャリアアップのしくみは、「キャリアパス対応人事処遇制度」、「キャリアアップ支援の職員研修体系」、「業務目標管理評価制度」で構成されるもので、職位に応じた役割資格の明示、キャリアアップ支援の職員研修体系、評価制度、が連動したしくみである。 ・職員研修体系は、職位階層別にOJT、OFF-JT、SDS(自己啓発支援)の内容を定めている。OJTのしくみでは新任職員の早期育成を目的とした「クムパートナー制度」に取り組んでいる。これは主に新任職員を個別に担当する先輩職員(クムパートナー)を任命して社会人・職業人としての育成を図ろうとするものである。また、OFF-JTとして、法人研修、拠点ごとに行う拠点研修(事業種別研修、課題別研修)、外部への派遣研修を位置づけている。 ・当事業所では、年度ごとに「園内研修計画」を立てているが、今年度は法人内の事業所相互による公開保育に力を入れている。園内研修計画は園長および副園長が前年度を振り返って決定している。また、そのほか「新人職員研修年間計画」(今年度は4名が対象)を立て毎回のテーマを定めて取り組んでいる。</p>	

II-2-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		評価
判断基準	a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	a
	b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 87.2% b) 5.1% c) 2.6% 無回答) 5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・クムパートナー制度によってOJTを組織的計画的に行っている。それは新任職員等に対し、2年目以上の先輩職員をクムパートナーに任命して社会人および職業人としての指導や相談を日常的に行うものである。具体的にはOJTチェックシートを用いて四半期ごとに業務の習得度をチェックするとともに、指導を受けている職員が2週間ごとに「研修ノート」に業務に関する所感を書き、クムパートナーがそれに対するアドバイスコメントを記入して指導している。なお、この制度は指導に当たるクムパートナー自身の成長(キャリアアップ)も目的としている。 ・法人の研修の多くは対象者が決まっている。また、外部の研修実施機関による研修の開催予定については情報が入った段階で職員に情報提供して参加を促している。 ・当事業所の今年度の園内研修は、公開保育に力を入れている。複数回の機会を設けて隣接している保育所相互に実施している。勤務時間内だが他事業所と隣接しているため嘱託職員も含めて全職員が交代で参加している。</p>	

II-2-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		評価
判断基準	a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	b
	b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 64.1% b) 17.9% c) 5.1% 無回答) 12.8%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人として「実習生の受入マニュアル」を整備し、目的、実習内容、注意事項等を定めている。また目的は、実習生における目的と園側における目的をそれぞれ明示している。特に、園側にとっては「実習の指導を通じて保育士としての力量を高める」として、その位置づけを明確にしている。</p> <p>■ 改善課題 マニュアルなど受入体制を整備して実習生の指導を行っている。引き続き、実習内容の充実、指導者に対する研修を含めた指導内容や方法の標準化など、さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ－3 運営の透明性の確保

Ⅱ－3－(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ－3－(1)－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		評価
判断基準	a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	b
	b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 74. 4% b) 10. 3% c) 0. 0% 無回答) 15. 4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページは本年度に刷新した。その運用は法人のメディア委員会が所管して管理している。ホームページでは法人概要、事業案内、情報公開(財務情報、第三者評価の受審結果、事業計画など)といった項目に分類して情報発信している。また「ブログ」のページは各事業所が独自に更新できる。 ・法人の広報紙(クムレだより「ふれあい」)は年3～4回発行(約1, 000部)発行し、保護者、協力してくれているボランティア、行政の保育担当課、子育て相談を行っている事業所などに配布している。なお、少しずつホームページなどによる情報発信を重視する方向に推移している。 ・水島拠点では本年度から「にじいろ新聞」を発行し(年3回の予定)、地域のボランティア、民生委員、主任児童委員、町会役員などに配布している。 <p>■ 改善課題</p> <p>ホームページを刷新し、法人の基本理念はもとより第三者評価の受審結果や財務諸表など積極的に事業の透明性の確保に努めている。しかし、その中で苦情・相談の体制や内容に関する情報は掲載していない。苦情体制は事業所単位であるため、苦情対応の結果は園内に掲示し、ホームページ等では行っていない、という。今日、サービスの質や利用者(保護者)からの信頼の向上を図るため、インターネットの活用も含めてより積極的な姿勢が求められている。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ－3－(1)－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		評価
判断基準	a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 48. 7% b) 38. 5% c) 0. 0% 無回答) 12. 8%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人では経理規程等を定めて、出納、財務、物品購入や設備工事の契約額に応じた決裁区分や経理上の基準を定め、また、職制規程、決裁権限一覧表で職位ごとの権限の範囲を明示しているなど、適切な経理事務の実施に努めている。 ・上記の各規定は「規程集」としてファイルに綴じ込み、当園の事務所内に置いてあり、職員は必要な場合に関覧することができる。 ・内部監査については、内部監査法人を選任して監査を年1回実施している。なお会計事務所による外部監査の実施については現在準備中である。 	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	b
	b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.1% b)15.4% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人では、第2期中期経営計画で「地域共生社会の実現」を明確に掲げ、倉敷および水島の各エリア(拠点)を中心として地域住民との協働による地域づくりを目指している。水島拠点内ではその一環として六つのテーマに分類したカテゴリーミーティングを開催し、地域の状況に応じた事業に取り組んでいる。 ・当園では、地域の行事(祭り)への参加、保育所を利用していない親子を対象とした企画(わくわく・ドキドキ保育園体験)、月見会への高齢者の参加など、子どもと地域住民との様々な交流の機会を設けている。 ・当園の玄関に地域の祭りや子育て支援センターの企画など、営利目的でない限り地域の関係者(機関)からの依頼に応じてチラシ等を掲示して情報提供している。 <p>■ 改善課題</p> <p>当園では法人の方針に基づく地域との関係づくりを進める中で、地域住民との交流の機会が拡充している。地域への働きかけを強めて子どもが地域へ参加したり交流したりする機会を拡充することは、保育所が地域社会の一員としての社会的役割を果たす意味でも重要である。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		評価
判断基準	a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	b
	b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)84.6% b)10.3% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の職務遂行要領書の一つに「職場体験・ボランティアの受入れ」を明示し、その目的や受入れ手順、注意事項等を明示している。 ・平成29年度から法人独自に「くもしいきポイント制度」を行っている。これは当法人が経営する事業所でボランティア活動を行った者に対して1時間100ポイントを与え、1年間のポイント数に応じて当法人の事業所が作成した品物(野菜、洋菓子など)と交換するしくみである。 ・地域の高齢者やボランティア団体が、定期的あるいは行事(七夕、月見会など)ごとに協力している。 ・中学2年生が3日間程度の職場体験をする取組(倉敷市教育委員会主催「倉敷チャレンジ・ワーク14」)や、中学生以上の学生が夏休み期間中に行うボランティア体験(倉敷市社会福祉協議会主催「夏のボランティア体験事業」)に協力して受け入れている。 <p>■ 改善課題</p> <p>法人として独自の制度を設けてボランティアの受入れを拡充しており、当園でも行事での受入れや学校教育への協力などを行っている。なお、当園ではボランティアのさらなる拡充を課題としている。ボランティアの役割や位置づけ、受入れの現状と課題等を明確にし、より積極的なボランティアの受入れに取り組むよう期待する。</p>	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		評価
判断基準	a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)66.7% b)25.6% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・水島拠点での取組みの一つとして拠点内の事業所や他の機関(児童相談所、市の子ども相談センター、女性相談所等)による事例検討会を定期的(月1回)に行っており、当園からも職員が参加している。参加する関係機関は増えてきている。 ・要保護児童対策地域協議会(要対協)には園としては参加メンバーではないものの、保育関係者の代表として法人副理事長(認定こども園園長)が参加している。また、虐待あるいはそれが疑われる子どもが当園を利用している場合には、必要に応じて要対協からの要請に基づき、定期的に情報の共有を行うこともある。</p> <p>■ 改善課題 拠点エリアでの多機関による事例検討会の開催など、法人での地域共生社会の実現に向けた取組みが広がりつつある。また、地域へ外向くことを希望する職員が増えてきており、取組みへの意識が向上してきている。配慮が必要な家庭や子どもの増加など、ニーズが多様化している中で、関係機関との連携による支援体制の確立は重要な課題である。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。		評価
判断基準	a) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
	b) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.8% b)23.1% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人では拠点内の事業所がチームを構成して実施する取組を六つのテーマに分類し、そのテーマごとにカテゴリーミーティングを開催して地域の状況に応じた事業に取り組んでいる。 ・当園では、「育」ミーティングの事業の一つとして妊婦を支援する「プレママデー」などに取り組んでいる。また、当園では保育園を利用していない親子を対象とした「わくわく・ドキドキ保育園体験」(音楽、造形、玩具づくりなど毎月開催)、子育てサロン、園庭開放、子育て講演会(親子コンサートなど)、などに取組み、地域に対してその機能を開放・提供している。</p> <p>■ 改善課題 法人が目指す地域共生社会の実現の取組みの一環として、当園を含めて地域への専門機能の開放・提供の取組みを強化している。その取組を通じて地域に対する職員の意識も高まってきているという。災害発生時の地域住民との役割分担等も含め、地域とのさらなる関係構築と取組みの強化に期待する。</p>	

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		評価
判断基準	a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	b
	b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)33.3% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・親子を対象とした「わくわく・ドキドキ保育園体験」(音楽、造形、玩具づくりなど毎月開催)、子育てサロン、園庭開放、子育て講演会(親子コンサートなど)、利用者以外の住民と関わりを持つ過程で地域住民の声を聞く機会がある。 ・水島拠点で実施している「にじいろカフェ」(地域住民を招いてお茶やランチする場)、「にじいろ赤ちようちん」(地域住民と職員と一緒に料理と酒を楽しみながら交流する場)に参加する住民(地域の役員、民生委員、ボランティア、その友人・知人など)との交流を通じ地域住民のニーズ把握の機会になっている。</p> <p>■ 改善課題 法人および当園の諸事業を通じて他の専門機関や地域住民との接点は増えている。しかし、地域社会において公益的な役割や機能を発揮していくためには、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っていくことが重要である。活動を通じて入ってきた声の集約にとどまらず、主体的なニーズ把握の取組みが求められる。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-1(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-1(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	a
	b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.8% b)20.5% c)2.6% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・4園合同の園のしおり「小ざくらのご案内」に保育方針として「一人ひとりの人格を尊重し」と謳っている。また、乳児保育園には別冊があり、そこには保育の特色として「一人ひとりを大切に保育(担当制保育)」が明記され、人間関係の基本となる特定の大人との信頼・愛着関係づくりのため、担当制保育に取組んでいる、と記載している。 ・年度当初に法人内研修「職員の基本姿勢」において、子どもの人権や子どもを尊重した望ましい保育、支援者としての心構えについて全職員を対象にした研修を実施し子どもを尊重した保育を学んでいる。 ・上記の保育方針や基本姿勢は、「育児援助マニュアル」に、保育に関わる職員が子どもの発達に応じた援助と見守りができるように具体的な行動が示されている。 ・また、法人の人権倫理委員会で月毎に決めた行動指針(例「肯定的な言葉かけをしよう」)をスタッフルームに掲示して取組んでいる。取組み状況は人権倫理委員会で確認している。 ・基本方針やマニュアルに沿った保育が行われているかを、法人の4園が参加する公開保育で評価を受け振り返りを行っている。</p>	

Ⅲ-1-1(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。		評価
判断基準	a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
	b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。	
	c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% B)28.2% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・「子どものプライバシーポリシー」で個人情報や肖像権の扱いについて規定されている。「子どもの虐待防止マニュアル」等も整備され、発見のためのチェックリストや対応についても規定がある。また、法人内で年1回虐待防止マニュアルを使用し、人権倫理研修を全職員に行っている。 ・「育児援助マニュアル」は、プライバシー保護に配慮したものになるように見直し実践化している。例えば排泄ケアはプライバシー保護が表面化する項目だが、人目につかない場所におむつ交換台を設置し配慮したケアがされている。 ・子どもの名前を呼び捨てにする等、権利擁護の視点で不適切な事案が起きた場合は、直ちにリーダー、主任等が指摘するとともに、ヒヤリハットに記録し、対応策を検討して改善策に取り組んでいる。 ・なお、人権に関する研修や、「育児援助マニュアル」の見直しを行っているが、職員自己評価は他の項目に比べて肯定率が低く、全職員に浸透するまでには至っていない。全職員に周知徹底できるよう更なる取組みが望まれる。評価は総合的に判断を行った。</p>	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		評価
判断基準	a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	a
	b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)17.9% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページで、園の方針や保育の内容・特色、保育の日課、園生活のルール、料金等、利用希望者が必要な情報を紹介している。 ・また、園の設備や子どもたちの活動の様子は、わかりやすくフォトギャラリーで紹介している。 ・園の見学者は事前にホームページを見ていることが多く、パンフレットは見学時に配布している。また、親子が足を運ぶ公共機関や医療機関等に法人の広報誌「クムレだより／ふれあい」を配布し、園の活動の様子が利用希望者の目にとまるようにしている。ホームページやパンフレット、広報誌は法人のメディア委員会で編集し、随時見直し情報更新をしている。 ・見学は一組ずつ受け入れ、園長・副園長がパンフレットに基づき説明している。必要に応じて保育体験の機会を設けている。 	

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		評価
判断基準	a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	a
	b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)79.5% b)17.9% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園決定後、法人の4園合同説明会を実施している。合同説明会では「小ざくらのご案内」をもとに、保育方針や保育内容を説明する。人数が多いためパワーポイントを使い、視覚的にわかりやすく伝える工夫をしている。 ・合同説明会の後は、乳児保育園独自の別冊のご案内も併せて使いながら、園長・副園長・主任保育士が説明を行う。ビデオを活用し子どもの生活面の様子をわかりやすく伝えている。さらにクラスに分かれて改めて個別面談を行い、重要事項説明書の説明をし、園に対する保護者の意向を確認するとともに同意を得ている(利用契約書提出)。 ・在園児に対しても進級にあたり保護者説明会で、ビデオを使用し園生活の様子を見せられ、改定した「小ざくらのご案内」と別冊の変更点の説明を行っている。 ・なお、個別に配慮が必要な保護者への想定がされていない。事前配布の資料に一文を入れる等、利用者への配慮の工夫に期待する。 	

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		評価
判断基準	a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	b
	b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)52.8% b)35.9% c)7.7% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・当園では、ほとんどの子どもが、敷地内の認定こども園への移行となるため、児童票をそのまま引き継ぐ。2歳児は認定こども園の保育室を活用し、認定こども園の職員や子どもたちとの関わりを増やしている。制服や上履き等もこども園で使用するものを徐々に取り入れ、無理なく慣れるようにしている。 ・法人以外への転園の場合は、転園先から依頼がある場合は、提示された文書で子どもの様子を記載し伝えている。依頼がない場合については、「保育プラン書」を転園先に提示し継続的な取組みをお願いするように保護者に勧めている。 ・利用終了後は、「何かあったらいつでも声をかけてください」と口頭で伝えている。2歳児の多くが同じ敷地内の認定こども園への移行のため、子ども、保護者にも安心できる環境といえる。</p> <p>■ 改善課題 ・利用終了後の相談窓口については、文書でなく口頭でのみ伝達である。また、転居先での相談窓口の照会等は行っていない。利用終了後も保護者が安心して子育てし継続的な保育サービスが受けられるよう、関係機関との連携や保護者への情報提供の工夫に期待する。</p>	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		評価
判断基準	a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	b
	b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)59.0% b)35.9% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・乳児保育園である当事業所としての保育の特徴を明確にし、充実した保育人員体制で保育内容の充実に取り組み、今回の利用者(保護者)アンケートでは、総合的な満足度は「大変満足」55.6%、「満足」44.4%の合計で100%となり、満足度は高い。 ・当事業所として満足度を把握し、改善点を明確にする取り組みとして、法人内4園同様の内容・項目で毎年「保護者アンケート調査」を実施している。その内容は、保育内容、リスク、苦情・意見、保育と家庭について17項目である。園長と副園長が集計し、結果は保護者に報告している。 ・保護者会は、4園合同の総会が年1回、保護者役員会を年5回開催し、園長はじめ職員が参加している</p> <p>■ 改善課題 ・「保護者園として実施している「保護者アンケート」は、回収率が60%レベルであり、アンケート項目に対し、ほとんどの保護者は「はい」と回答している。保護者の意見を引き出すようなアンケート項目の検討、また、保護者が意見を言いやすいようなアンケート方法の検討を期待する。 ・保護者アンケートを活用し、園長・副園長で検討し改善した事案がある。しかし、職員自己評価では、保護者会の位置づけ、利用者満足に関する調査への取り組みにおいて体制が不明確であること、そして結果に基づき具体的な改善が弱い事が伺える。職員を巻き込んだ取組みを期待する。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		評価
判断基準	a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	b
	b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c) 苦情解決の仕組みが確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)20.5% c)2.6% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 園の事業の透明性を図り、保護者の要望によく応られるように「苦情解決システム」を明確にしている。入園時に配布、説明資料である「小ざくらのご案内」には、苦情解決システムを図式化、また玄関に掲示している。苦情解決システムには「第三者委員」が位置づけられ、その役割、氏名、連絡先が記載されている。玄関には「ご意見箱」を設置している。 ・苦情、要望は電話や口頭で伝えられるほかに「連絡帳」でも把握でき、クラス担任者で検討、内容により副園長、園長が参加して検討し「意見・苦情・要望発生処理報告書」に記載して昼礼や職員会議で報告し、職員間で共有している。そして、結果は直接保護者に報告する。内容により「公開したほうがよい」と判断したときは、園だより、手紙を活用している。</p> <p>■ 改善課題 ・苦情解決システムに記載されている第三者委員の具体的な活用はされていない。活用の必要性や内容について検討を期待する。 ・今回の第三者評価で実施した「保護者アンケート」では、「職員以外の人にも(役所や第三者委員)にも相談できることをわかりやすく伝えてくれたか」の問いに対し、「はい」の肯定率は約5割である。法人全体の取り組みとして検討を期待する。 ・職員自己評価のコメントからは、苦情解決システム、苦情解決とその内容などについて保護者に公表されていないのではないかという疑問が寄せられている。周知徹底を期待する。</p>	

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		評価
判断基準	a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	b
	b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)56.4% b)33.3% c)2.6% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・保護者から意見や相談・要望を聞く機会としては、個人懇談(保育体験後に懇談)や日常の連絡帳等を活用している。小さな相談はクラスごとに毎日記載し、共有している。また、相談したい保護者がいる場合は、空いている部屋に移動し、話しやすい環境となるように配慮している。今回の保護者アンケート調査では、「子育てなどについて職員と話したり、相談することができるような信頼関係があると思うか」の問いに対し、「はい」の回答は86.7%と高率である。 ・「小ざくらのご案内」には、「保護者会を通じた意見の吸い上げ」のシステムが記載され、保護者会役員会を通じて、意見の吸い上げも行っていると、紹介されている。</p> <p>■ 改善課題 ・職員自己評価では、相談や意見を述べたりする際に対応について、利用者にわかりやすく説明した文書を作成しているか、という点については、肯定率は5割を切る。「小ざくらのご案内」に関する内容について、検討する必要性が示唆される。 ・保護者役員会を通じた意見の吸い上げは、現状では機能していないので、その理由の分析、そして保護者の相談しやすさ、意見を述べる機会などについて、改めて検討を期待する。</p>	

Ⅲ-1-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		評価
判断基準	a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	a
	b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。	
	c) 保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)15.4% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・保護者から寄せられて意見や苦情については、即座に対応する方針を持ち、上司に報告し取り組んでいる。 ・職員自己評価では、保護者が相談しやすく意見への傾聴や相談や意見についての迅速な対応については、肯定率は8割台である。また、今回の利用者調査(保護者アンケート)では、「不満や要望を伝えたとき、職員はきちんと対応してくれか」の問いへの回答は「はい」7割である。</p> <p>なお、対応マニュアルの定期的な見直しについては、5割台の肯定率である。また、法人の研修内容では、家族支援を課題とし保護者対応の一つに苦情対応を取入れているが、時間配分を見ても不十分さを感じる。改めて、苦情、要望、意見について深める取組みの充実を期待する。</p>	

Ⅲ-1-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		評価
判断基準	a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	a
	b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)79.5% b)17.9% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・4園共通のリスクマネジメント分野のマニュアル(感染症、不審者対応、事故対応時)を作成している。 ・法人としてリスクマネジメント委員会を設置し、月1回の委員会を開催して法人内各事業からの事例の報告を受け、当事業所としては職員会議で報告し、リスク予防意識の醸成を図っている。 ・水島拠点として、リスクマネジメント分野の研修会を実施し、全国的な事例や季節的に起こりうる事故、不慮の事故、不審者対応などについても取り上げ、当事業所としての対応について周知している。不審者対応については訓練の実施と保護者への連絡対応訓練を実施、また、KYTの訓練の実施に取り組んでいる。 ・事故などの発生時は、「事故発生処理報告書」「ヒヤリハット処理報告書」に記載し、クラス毎に事故の発生原因の分析と対策を検討し、副園長・園長に提出して助言を得、そして「是正」の必要性を判断している。事故等の発生時は、昼礼ミーティングで即座に全職員に周知共有している。</p> <p>なお、事故対応マニュアルは、119番通報・AED依頼の必要性を判断した場合の対応に絞られているが、これのみでよいのかが懸念され、園長・副園長も課題視している。豊富な経験を活用したマニュアルの充実を期待する。</p>	

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全の確保のための体制を整備し、取組を行っている。		評価
判断基準	a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	a
	b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c) 感染症の予防策が講じられていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.1% b)12.8% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4園共通の感染症マニュアルを作成し、衛生管理者、担当者を決めて取り組んでいる。また、保育内容の職務遂行要領書には、各保育業務において、感染症の視点から留意すべきことを具体的に記載し、マニュアルとしている。 ・看護師による感染症研修や手洗い研修を実施している。また、感染症マニュアルのクラス設置し、適切な対応を意図している。 ・乳児保育に見る環境面の感染症予防の観点から、看護師が毎日2回巡視し、かつ手洗い場や床などの清掃を担当している。 ・感染症に対する保護者対応は、「小ざくらのご案内」に感染症について説明し、また、当事業所内や近隣地域で感染症が発生した場合は、毎日クラスの状況を掲示、及び注意喚起する張り紙をクラス毎に掲示している。行政から発信されるメールについても配布している。また、季節に関わる病気や感染症の時期には、「保健たより」に留意点などを記載し、配布している。 ・環境への対応として、温度管理、玩具の消毒等適切な方法を検討し実施している。 <p>なお、職員自己評価では、感染症に関するマニュアルの見直しについて肯定率が低い。周知が求められる。</p>	

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		評価
判断基準	a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)74.4% b)23.1% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園安全対応マニュアル—災害時の対応含むには、防災(火災)、地震、台風、浸水に対する対応策を記載している。また4園合同で防災計画を作成し、毎月実施訓練をし、そのつど反省している。そして、消火器の設置場所や使い方などについて、全職員に周知する研修がある。 ・職員の緊急連絡網を作成し、始業前後の場合の連絡として自宅にいる場合はメールを利用して安否の確認をすることに取り組んでいる。 ・食料や備蓄類などの備蓄リストを作成し、栄養士が定期的に確認、管理している。 <p>なお、防災訓練などに関する地域との連携は現在検討中である。また、立地条件などから災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策(BCP:事業継続計画)については、現在改善しながら検討中であり、成果を期待する。さらに、職員自己評価では、安否確認の方法について、周知が不十分であるというコメントが寄せられている。さらなる取り組みを期待する。</p>	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		評価
判断基準	a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	a
	b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 79.5% b) 15.4% c) 0.0% 無回答) 5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供において、基本となる部分を共通化するために、法人の4園合同で一人ひとりの子どもを尊重した援助の標準化に取り組んでいる。 ・発達に沿った食事・排泄・着脱について、子どもへの関わり方を記した「育児援助マニュアル」と、援助のための環境設定、保護者対応、指導計画作成手順、当番業務等が記載された「職務遂行要領書」は全職員が保持し、クラスミーティング等でも読み合わせを行っている。 ・新人職員には両マニュアルを活用して研修を行い、さらにOJTとして、それぞれにクムパートナーがつき、マニュアルが実践化されているか確認している。 ・また、法人内では感染症、不審者、事故、子ども虐待、災害発生時対応マニュアル、プライバシーポリシー、食事提供の進め方等を作成しており、職員はいつでも閲覧できるとともに、マニュアルを活用した研修を行い周知を図っている。 ・公開保育の配付資料には、「育児援助マニュアル」「職務遂行要領書」を参考にした、職員の援助・配慮事項が記載されており、実際に取り組んでいることが確認される。 	

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		評価
判断基準	a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	a
	b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 71.8% b) 17.9% c) 0.0% 無回答) 10.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1～2月に、各委員会、クラス、担当で各種マニュアルを見直し、キャップ会議、職員会議で検討し、その後園長・副園長が確認し修正している。変更事項は一目で分かるように赤字修正している。 ・保護者からの意見は、登降園時の対話や連絡帳、個別面談、または保育体験等の機会でも受け止め、標準的な実施方法の見直しに活かしている。 ・これまでの事例として「保育プラン書」の書式の見直し、1～2歳児のうがいについての取り組み等があり、これらに関連する「職務遂行要領書」の変更をするとともに、指導計画にも反映させている。 	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。		評価
判断基準	a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	a
	b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69. 2% b)25. 6% c)0. 0% 無回答)5. 1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に、一人ひとりの子どもの心身の発達状況や家庭での養育状況は、児童票や健康診断表、生活環境調査表から把握している。入園後は、口頭での保護者との情報交換、連絡帳、月・週案の「指導計画(個別を含む)」の実施状況から把握している(個別指導計画を保育プラン書と呼んでいる)。 ・「月・週案」や「保育プラン書」は、「職務遂行要領書」の手順に従い作成し、必要に応じては看護師、栄養士の参画や法人内の児童発達支援センターとも話し合い子どもにとっての最善の方策を考えながら保育を進めている。 ・子ども、保護者の課題やニーズは「保育プラン書」に明示し、1歳6カ月までは毎月、2歳児までは2カ月ごとに、3歳以上は年間を前期、後期に分けて作成し、また、振り返りも行い児童票(保育経過)に記載している。保護者とは懇談会等を通して、ともに子どもの育ちを確認している。 ・一方、年齢別のクラスの「月・週案」は、一人ひとりの子どもの発達を大切にしながら、複数の保育者でこの時期の生活や遊びを考慮して立案する。 ・児童票などのアセスメントの見直しは、主任、副園長の下に年度末に行い、「月・週案」や「保育プラン書」の指導と確認は、クラスリーダー、主任、副園長が適切(助言、赤を入れる等)に行っている。 	

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		評価
判断基準	a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	a
	b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c) 指導計画について、実施状況の評価と計画に見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)64. 1% b)30. 8% c)0. 0% 無回答)5. 1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育の内容に関する「全体的な計画」に基づく年齢別の「年間指導計画」は、キャップ会議(クラスリーダー)の意見も参考に、法人の4園の主任、副園長、園長が年度末に見直している。 ・「全体的な計画」、「年間指導計画」の下に、具体的な「月・週案」は、複数の保育者で話し合い、主任、副園長の指導の下に作成する。その内容は、「今月のねらい」、「保育者の配慮」、「家庭との連絡」、「養護面(食事、排せつ他)」と「教育面(言語、表現他)」の5領域等である。 ・立案に際しては、保護者の状況を「連絡帳」、「保育プラン書」からも把握し柔軟に立て、指導計画実施後は、毎月評価反省を行っている。 ・「月・週案」は職員会議で周知され実施し、変更等がある場合は昼礼、キャップ会議で検討している(指導計画の手順は職務遂行要領書に記載)。 ・「保育プラン書」は一人ひとりの子どもの保育内容が見える形となっており、育ちの記録として卒園時に保護者に返している。 	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		評価
判断基準	a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	a
	b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 84.6% b) 12.8% c) 0.0% 無回答) 2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの保育の記録は、児童票(発育・健康状況、家庭での状況、保育経過記録等を収録)や「保育プラン書」、複写式の「連絡帳」などで把握し記録している。 ・3歳未満の当園の保育では、個別の「保育プラン書」は、6カ月未満、1歳3カ月まで、2歳まで、2歳から3歳までの4段階に分けて、発達状況や園での生活と遊びの援助などの実施状況を記録している。 ・「保育プラン書」等は、記録の仕方に差異が生じないように「職務遂行要領書」を参考に主任、副園長が指導をしている。 ・「保育プラン書」等は、職員会議で共有され、保育の引継ぎは「伝達ノート」で行われている。また、子ども、保護者に関する情報は職員室に掲示、回覧ノート、必要に応じては昼礼、キャップ会議で共有を図っている。 	

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		評価
判断基準	a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	a
	b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 84.6% b) 10.3% c) 2.6% 無回答) 2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する記録の管理については、法人が定める「個人情報管理規定」に従い、入園時に「小ざくらのご案内」で保護者に説明している。具体的には、法人発行の広報誌、ホームページ、当園発行の園だより、そして子どもの映像や個人が特定できるもの等は保護者に無断で外部に提供しないというものである。 ・児童票や「保育プラン書」、「指導計画」、子ども、保護者に関する懇談記録等は、法人の管理規定に従い職員室の書棚に施錠し保管するとともに、「保育運営規定」の中に帳簿等の種類と保存年限を定めている。また、子どもの記録管理については、職員にパソコンアクセス権限を設けている。 <p>・なお、法人の定める「個人情報管理規定」に従い、子どもに関する記録の取り扱いを保護者に説明している。しかしながら、保護者からの開示を求められた際のルール、規定の説明はなく今後の取り組みに期待する。評価は総合的に判断を行った。</p>	

A-1 保育内容

A-1-1 保育課程の編成

A-1-1-1 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。		評価
判断基準	a) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成している。	a
	b) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。	
	c) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)17.9% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 「保育課程」は、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の3園が共通にする「全体的な計画」と改められた(以下「全体的な計画」)。 ・当事業所の「全体的な計画」は、法人の理念「ともに育ち、ともに生きる」と、教育、保育目標の「生きる力を育む」等を軸に、「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」「児童福祉法」「認定こども園法」「教育基本法及び学校保健安全法」「児童の権利」等の趣旨を踏まえて編成している。 ・具体的には、当園が独自に作成している「小ざくらの保育のみちすじ」と乳児保育の3つの視点(健やかに伸び伸び育つなど)や「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿等」を意識した教育および保育として、加えて、子どもの心身の発達や家庭の状況、小学校との接続、保育時間等への配慮、地域の実態に応じた子育て支援なども取り込み、園の全体像を包括的に示している(法人4園において同じ)。 ・「全体的な計画」の立案は、クラスのリーダーが出席するキャップ会議を経て、法人4園の主任、主幹保育教諭、副園長、園長が中心となって作成し、年度末には、キャップ会議で検証の上、4園合同で評価・見直しを行っている。</p>	

A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1-2-1 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		評価
判断基準	a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)28.2% c)5.1% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・0～2歳児のみの当事業所は、疾病への抵抗力が弱く、発育、発達の未熟さなどもあり、健康状態には、特に留意した保育環境に努めている。 ・生活と遊びの場となる保育室は、温度、湿度、換気、採光、音などが適切であるとともに、定期的に玩具類や用具、寝具の衛生面を点検している。 ・各保育室の手洗い場、トイレは清潔さと安全面に配慮し、子どもが利用しやすい作りである。 ・毎月の指導計画には、食事、睡眠、遊びのコーナーの環境図を記載し、毎月、子どもが活動しやすい動線を保育者間で話し合っている。 ・遊びのコーナーには、発達を考慮した感触のよい木質系の玩具や手づくり玩具が整えられ、子どもは好きな玩具で遊ぶほか、まだ歩けない子ども(0歳児室)にはハイハイするスペースを確保している。 ・玩具類については、玩具の持つ特性(育つところ、遊び方、職員の配慮)を踏まえて「玩具の手引き」として作成し、活用している。</p>	

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		評価
判断基準	a)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	b)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	
	c)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.8% b)17.9% c)2.6% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの受容については、児童票(発育、発達過程や家庭環境など)や連絡帳、保護者との懇談から子どもの状況を把握し、対応している。 把握した情報は、当園独自の「保育プラン書」に活用し、子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、援助を行っている。 具体例では、園では食事(ミルクを含む)の時間は決まっているが、家庭での状況や生活リズムに配慮して保護者の了解のもとに早めに食べる、飲むなどの子どもの生活リズムを考えて変更し、対応することもあるとしている。 一人ひとりの子どもの「保育プラン書」の作成や振り返りは複数の保育者で行い、子どもへの援助を共有しながら進めている。 子どもの欲求や気持ちのくみ取りは「小ざくらの保育の取り組み」や、発達過程を示す「小ざくら保育のみちすじ」、さらには、園内の年4回行う「公開保育」で、保育者は学び合い子どもへの理解を深めている。 「小ざくらの保育の取り組み」の中には、保育を行う職員の心構えとして「言葉」や「態度」など「子どもの手本となり、よい習慣をつくります」と記載している。 子どもへの対応については、年2回の職員のセルフチェック(言葉、身だしなみ等)の実施や職員会議などでも話し合っている。 	

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		評価
判断基準	a)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	b)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)84.6% b)7.7% c)2.6% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが基本的な生活習慣(食事、排泄、着脱ほか)を身につけるための援助には、4園共通の「育児援助マニュアル」や「職務遂行要領書」がある。 「育児援助マニュアル」は、「食事」、「着脱」、「排泄」等に特化し、保育者が関わる際には「発達の特徴」「大切にしたいこと」「介助の手順」「留意点」を抑えて援助に当たれるように、写真入りでわかりやすく解説している。 基本的な生活習慣の取得には、同じ保育者が継続して援助することに努めながらも、保育者間で連携して取り組んでいる。 食事、排泄の場所も安全で使いやすく、落ち着いて食事をし、訪問日に1歳児が、排泄後の手洗いを保育者と一緒に丁寧に洗う姿がみられた。 基本的な生活習慣については、保護者との連携は欠かせず、連絡帳、保育プラン書等でも細やかに協力合っている。また、クラスだより、保健だよりなどでも随時取り上げ、保護者の育児の参考になるように編集している。 	

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		評価
判断基準	a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
	c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)28.2% c)2.6% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小ざくらのご案内」に、子どもの意思を尊重し、自分で決める力(自己決定力)の主体性が育つようにします、と謳っている。 ・「全体的な計画」に基づいて、子どもを主体者として捉えた、乳児保育の「3つの視点」と「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」の下に、5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)の遊びを中心にした発達ごとの指導計画と、一人ひとりの子どもの「保育プラン書」で保育を実施している。 ・2歳児までの自由遊びでは、子どもが自ら選択して遊べるように発達を考慮した遊具、玩具(手造り含む)、ままごとコーナー、絵本などを整えるとともに、園庭には、砂場、遊具、運動用具等で保育者と一緒にダイナミックな遊びも体験できるように配置している。また、発達ごとの集団遊びでは、曜日別に運動、リズム、絵具遊びを始め、自然体験(散歩、雨を感じる等)や地域社会に触れる機会をつくっている。 ・昨年度から2歳児保育も始まり、今年度は、行事の「運動会」や「生活発表会」は、当園独自の子ども主体で実施の予定である。 <p>・なお、職員の自己評価の結果は61.5%で、それほど高くない。しかしながら、遊びの環境の充実に努め、工夫されていることから判断して評価を行った。</p>	

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)12.8% c)0.0% 無回答)10.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児保育には、看護師を配置し一人ひとりの子どもの健康状態を十分に把握することに努め、「全体的な計画」の教育及び保育を行う際の乳児保育の3つの視点(健やかに伸び伸び育つ等)や、法人の「小ざくらの保育のみちすじ」に基づき「月・週案」下に保育を実施している。 ・0歳児は、疾病への抵抗力が弱く、発育・発達の未熟さなどから日々の掃除、安全点検、玩具の消毒をはじめ、換気、空調設備等を整えている。また、歩ける子どもと歩けない子どもを分けてサークルベット、カーペットを敷くなど、子どもが心地よく過ごせる生活と遊びの場を確保している。 ・「保育プラン書」では、園生活と家庭での状況を保護者と共有しながら子どもへの援助を進め、特に食事、排せつ、着脱などの援助は同じ保育者が応答的に関わり子どもとの信頼や愛着が生まれると考え実践している。 ・一方、朝夕の延長保育は、長時間になることへの子どもの健康、食事(授乳含む)を保育者間で丁寧に把握し引き継いでいる。 ・遊びについては、発達に応じた指導計画のもと、子どもが手づくり玩具を使ったり、季節の遊びができるように環境を整えている。また、法人4園が取り組む「運動遊び」では、当園において日常的には「赤ちゃん体操」を朝の時間帯や午睡後に実施し、子どもは保育者の援助で楽しく身体を動かしている。 	

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.8% b)20.5% c)2.6% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の保育は、「全体的な計画」の中に養護と教育及び保育が一体的に展開できるように位置づけられており、「年間指導計画」「月・週案」「保育プラン書」で具体化している。 ・1～2歳児は、まだ疾病への抵抗も弱いため、養護面・健康面には十分配慮しつつ、保護者からの情報も活用して、一人ひとりの子どもの発達状況を踏まえ「保育プラン書」を作成し、保育を実施している。 ・1～2歳児の保育の目標は、1歳児では「自分でできる、少しずつ」や「自分で選んでじっくり」とし、2歳児では「生活習慣の自立に向けて」等を掲げている。いづれも、3歳未満の特性を踏まえて、子どもが自分でしようとする気持ちや、自分から遊びたくなる環境になるように計画的に進めている。 ・当園では、保育の特色の一つに「一人ひとりを大切にする保育(担当制保育)」を掲げている。主に食事、排泄、着脱は、特定の保育者が担当することで、子どもが安定してよい習慣を身につけるという考え方に基づくものである。また、遊びについては、こだわらずに保育者間で連携を取って援助している。 ・当園の2歳児の保育については、同じ敷地内の認定こども園の2歳児と密に連携を図りながら行っている。 	

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>当園は、1歳児から2歳児を対象にしているため、この評価細目は非該当とした。</p>	

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)46.2% b)43.6% c)0.0% 無回答)10.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの保育については、保護者を通して医師の意見書を得て、保護者と受け入れについて個別面談を丁寧に行っている。 ・保護者とは、子どもの状況や配慮については登降園時の対話や連絡帳等で行い、その上で保護者と共有した「保育プラン書」を作成している。「保育プラン書」の立案に際しては、専門職の職員からの助言も参考にしている。 ・法人内の事業所には、作業療法士や言語聴覚士がいるので連携して保育場面を観察してもらい、食事や姿勢、運動の指導や補助具の工夫などについてアドバイスもらっている。また、ケア会議を実施し、医師や関係機関との連携を図っている。 ・一方、歩行獲得前の子どもに対しては、安全と子どもの活動を考慮し所属集団を検討している。 ・職員は、法人内のキャリアアップ啓発研修において、障害のある子の特性理解を学んでいる。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在医療的ケアが必要な子どもが在籍している。保護者の協力を得て保育を実施しているが、今後、多様な子どもの利用も想定した受け入れ体制を検討していくことが期待される。 	

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b)長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)33.3% c)2.6% 無回答)10.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園の基本保育時間は7～18時である。延長保育は18～19時としている。また、11時までは、夜間園の0～1歳児も当園での保育となる。 ・16時30分までは各クラスでお迎えとなるが、16時30分以降にお迎えになる子どもは場所が保育室が変わり、認定こども園の延長保育利用の園児も加わり、異年齢児保育となる。眠い子どもや疲れが見える子どもには、サークルベッドや休息できるコーナーを用意するなど、安全やスペース確保に配慮している。 ・保育室では、年少の子どもが年長児に抱っこされたり、一緒に絵本や玩具で遊ぶなど、関わり合って過ごしている。昨年は異年齢児の保育のためにトイレや遊びの空間を広げる改修工事を実施している(当園は新築のため2019年秋に移転予定)。 ・子どもの様子や保護者への連絡等の職員間の引継ぎは、クラス担任からの「伝達ノート」で行われ、延長保育に関わる担任以外の保育者も必要に応じては保護者とやりとりができるようにしている。 ・当園は、食事、排泄等の生活面は担当制をとっており、長時間保育の場合には担当者が関われないこともある。子どもは、場所や人が変わると飲食が難しくなる場合もあり、担当者が残れるシフト編成を組むなど個別への配慮を行っている。なお、18時には、子どもの食形態に応じた補食を提供する。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「乳児にとって家庭的でゆったりした環境なのかどうか」という職員からの意見もあり、今後のさらなる充実を期待する。 	

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		評価
判断基準	a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。	
講評	当園は、1歳児から2歳を対象にしている。本評価細目は非該当とした。	

A-1-(3) 健康管理

IV-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		評価
判断基準	a) 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 87.2% b) 10.3% c) 0.0% 無回答) 2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人内の乳児・幼児看護師ミーティングで4園合同の「保健の年間計画」を作成し、2カ月ごとの目標、観察の視点や留意点、保護者への働きかけ等を明確にし、計画的に健康管理を行っている。 ・入園時に「生活環境調査票」で健康状態を確認し、個人ファイルの児童票に記入している。また、年度替わりや予防接種の実施時など、健康状況に変化があった場合は、児童票に追記し、職員間で共有している。 ・当園では、看護師は日常的には0歳児に関わるとともに全園児の健康状態を把握している。 ・保護者とは、日々の子どもの健康状態は、登降園時の対話や連絡帳で確認をとり合い、保育中の熱性けいれんや体調の急変等については、看護師が状態を見て「事故対応マニュアル」に基づいて対応し、主任、園長と相談のうえ保護者に連絡をしている。 ・保護者には、毎月の「保健だより」で季節に起こりがちな感染症や熱中症、水の事故などを取り上げ、さらに、保健所からの地域のインフルエンザ等の流行についてのポスターを掲示するなど注意喚起を行っている。 ・乳幼児突然死症候群(SIDS)については、予防のための職員研修を4月に行い、理解と対応方法を学んでいる。生後8カ月未満の子ども、気になる子どもについては、乳児呼吸マスター(ベビーセンス)を使用し、タイマーで10分ごとに呼吸確認を行って「SIDSチェック表」に記載している。SIDSが起こったときの対応方法等は「職務遂行要領書」に記載され、職員は統一した対応方法をとっている。また、保護者には入園時にSIDSの重要性を説明し園の対応を伝えるとともに「小ざくらのご案内」や保健だより等で家庭での注意喚起を促している。 	

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		評価
判断基準	a)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	b)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
	c)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)12.8% c)2.6% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の身体測定、嘱託医による内科(年2回)、歯科(1~2歳、年1回)の健診を実施し、健診等は事前に保護者に手紙で知らせ結果は個別に文書で伝えている。また、全体的な健診結果は「保健だより」等でも知らせている。 ・全園児の健診の結果は、職員会議で共有し担当者は児童票にファイルをしている。 ・また、保護者にも健康への関心を高めてもらうために、健診時の子どもの状況等を写真入りで「園だより」に掲載している。 ・当園の健診とは別に、市で行う1歳6カ月健診、2歳児の歯科健診の日程や場所を保護者に知らせ、受診を勧めている。これらの結果は、保護者に確認した上で児童票に記録される。 	

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		評価
判断基準	a)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
	b)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)82.1% b)12.8% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4園共通の「食事提供サービスの流れ」のマニュアルに基づき、食物アレルギーを持つ子どもの対応をしている。対応の手順は、①食事形態の確認の一環としてのアレルギー食希望の有無、②医師の意見書の提出、③家庭食事調査、④保護者・担任・施設栄養士・調理委託先栄養士による面談、⑤プランの作成、⑥特別食の提供という流れになっている。 ・子どもの状態は変化するので、保護者には年度ごとに医師の意見書の提出と面接を行い、新たなプラン書を作成している。 ・食物アレルギーを持つ子どもには、安全に配慮し、家庭で食べた経験のある食材を給食で提供し、食事は離乳食等も含め、家庭で食材の試食を依頼しチェック表で確認してから提供している。 ・アレルギー対応の特別食は、食器を色分けし他の子とはテーブルを別にする他、保育者が側に付き原因食物が皮膚や口に入らないように気をつけている。また、配膳の際には、職員間で誤配がないよう、特別食の献立表を読み上げ確認をしている。 ・アレルギー症状等発生時の対応については、上記マニュアルに記載され、職員の応援体制の確保等も定めている。万一のアナフィラキシーショック発生時の緊急対応はフローチャートに示し、活用しやすいよう備えている。慢性疾患等のある子どもについても、園の体制は同様である。 ・当園では、子どもに関わる職員、保育者はアレルギー疾患への理解、エビペンの使用方法について看護師から実地研修を受けている。 ・なお、食物アレルギーへの理解や対応については「小ざくらのご案内」「保健だより」等にも掲載し、保護者に対しても理解の促進と啓発を行っている。 	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		評価
判断基準	a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.8% b)25.6% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の4園共通の「小ざくらのご案内」や「全体的な計画」では、食品の安全衛生を第一とし、おいしい手づくりの給食を提供して、子どもたちに食べ物の大切さや身体との関係を伝えるための「食育活動」を推進すると謳っている。 ・「食育年間計画」を作成し、目標を「お腹のすく、リズムをもてる子ども」「食べたいもの、好きなものが増える子ども」等の5項目を掲げ取り組んでいる。 ・当園では0～1歳までは保育者が一対一で食事を援助し、専用の授乳椅子で保育者が子どもにゆったりとミルクを飲ませる姿も見られる。また、小グループでの子どもの食事、一人ひとりの子どもに保育者が丁寧に対応し、落ちついた環境で食事している。 ・食器、食具も発達に沿い、保育者が援助の際に使用するスプーン等も専用の食具を使用し衛生的である。 ・食事に関心を持たせるために、保育者と栄養士が相談して、食材(にんじん等)に触れたり、食に関する絵本を見せたり、行事や子どもの誕生日にはメニューに工夫を凝らしたりしている。 ・1～2歳児は、保育者と一緒に夏野菜をプランターに植え、外遊びの際に水やりや観察などを行い、野菜への興味関心を深めている。 ・保護者には毎月の献立表や「給食だより」を配布し、そこには「食」の情報も掲載している。当日の給食はサンプルケースで紹介し、給食レシピも保護者は自由に持ち帰っている。 	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		評価
判断基準	a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)59.0% b)35.9% c)0.0% 無回答)5.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手作りの食事は、準備食、初期食、中期食、後期食、完了食、幼児食と子どもの成長に合わせて始め、食材は、地域の旬の野菜(れんこん等)も取り入れ、できるだけ国産品を使用し、薄味、咀嚼を促し、栄養バランスが取れた献立となるように心がけている。 ・毎月の献立は、法人の栄養士と委託先の栄養士が、24週間サイクルの献立を作成している。1回目では食べられなかった子どもも2回目には食材等に慣れて食べられる子どもがいるとしている。栄養士は子どもの食事の状況の把握とともに、保護者からの離乳食等の相談にも応じている。 ・毎月の「給食会議」は、2名の栄養士、主任、園長などで、子どもの喫食状況、献立、離乳食等について意見交換を行い、次月の献立づくりに活かしている。 ・厨房の衛生管理体制については、マニュアルに基づき、栄養士が月2回点検しているが、夏季(6～8月)には回数を増やして点検を行っている。 <p>・なお、職員の自己評価の結果は低率であるが、子ども一人ひとりの状況を踏まえて食事の提供が行われていることから総合的に評価を行った。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている		評価
判断基準	a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない	
	c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)84.6% b)7.7% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者とは日々の連絡帳、登降園時、懇談会などで子どもの状況を伝え合っている。 ・保育の意図や保育内容については、年度初めの保護者会総会で伝えている他、「園だより」でも「今年度の保育の重点目標」と題して知らせている。 ・その内容は、年齢、発達に応じた保育の質の向上を図るために、空間、人、物、場所の保育環境の充実、言葉かけや「ほめ育」の実践、グループ活動を通しての多様な経験と主体性の向上を目標にする、というものである。 ・当園には独自の、「保育プラン書」があり、保護者と共有をしている。1歳6カ月までは毎月、1歳6カ月以上は2カ月ごとに作成し、「保育プラン書」の実施後は保護者に渡す。保護者は書類を家庭に持ち帰り、子どもの発達や保育の様子について確認する。1週間を目途に、保育への期待や要望等を記載し、保育者に返している(年度末には全て保護者に渡す)。 ・保護者とは、運動会等の行事の際や保育体験(希望者)後の個人懇談会等で、保育内容の感想や子どもの状況を聞く機会を持ち、児童票に懇談記録をしている。必要に応じて「職員連絡ノート(見える化)」によって職員間で回覧し、共有を図っている。 	

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		評価
判断基準	a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)79.5% b)17.9% c)0.0% 無回答)2.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者とのコミュニケーションは、連絡帳、登降園時の個別対応、保育プラン書等で行われている。 ・保護者とは、「ともに育ち、ともに生きる」の保育理念に基づき「子どもを健全に育成する」ために連携をし、協力し合うパートナーとして位置づけている。その上で、保育者は、保護者に子どもの園生活の様子をしっかりと伝え、また保護者の話にも耳を傾けるように努めている。 ・保護者との信頼関係構築の一つに、年間(2~3回)で実施する「保育体験」がある。内容は、保護者も保育者と一緒に子どもに関わり、散歩や食事、遊び等の援助を体験するというプログラムである。「保育体験」後の懇談会では、保護者の保育への理解が深まっていることが読み取れる(懇談記録より)。 ・日常的な保護者からの相談は、例えば、離乳食のつくり方等は担任を通して栄養士が対応し、保護者の就労に伴う保育時間の変更等の相談は、クラス担任から副園長、園長につなぎ対応している。 ・一方、発達が気になる子どもの相談などには、法人内に専門職が配置された施設があり当園とも連携をして相談にあたっている。 <p>・なお、職員の自己評価の結果は79.5%であるが「十分ではない」とする職員も17.9%いる。副園長、園長は、保護者からの相談内容から職員に周知しないと判断した事例があったとしている。同じ園の職員として、相談内容までは伝えなくても、保護者から相談を受けているという事実は、職員会議などで伝えることも必要と思われる。評価は総体的な見地から判断した。</p>	

A-2-2-2 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		評価
判断基準	a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 71. 8% b) 23. 1% c) 0. 0% 無回答) 5. 1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児への「虐待等権利侵害」については、保護者会総会や「小ざくらのご案内」でも取り上げ、起きてはならないこととして保護者に伝えている。また、職員に対しても法人内の研修や「子ども虐待対応マニュアル」等で知識や意識を高めることに努めている。 ・日常の保育では、登園時の子どもの体調確認と視診（顔色、機嫌、傷の有無、汚れなど）をはじめ、連絡帳や保護者の状況把握に努めている。 ・当園では、以前に子どもが保護者に叩かれたと保育者に泣いて告げたことから、児童家庭支援センターと連携をして子どもと保護者を見守ったケースがある（現在も月1回、様子を報告）。 ・事例を教訓に子ども、保護者の様子がおかしいと捉えた時は「見える化ノート」に記載し、昼礼、キャップ会議、職員会議等で随時対応策を考えている。 ・「虐待等権利侵害」が疑われる場合は、法人本部に連絡をし児童相談所に連絡する体制を整えている。 ・「虐待等権利侵害」については、法人の子育て支援センターと合同で参加した地域の「水島まつり」において、地域住民に向けて啓発の意味から「虐待等権利侵害」の旗を立てたことがある、としている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小ざくらのご案内」の中で「虐待」は大きな社会問題であり、保育園も他機関と連携をして取り組まなければならないと記載している。当園の「虐待」に対する職員の知識や意識も高まっていると思われるが、保護者に対する啓発等をいまだ積極的に進めるよう期待する。 	

A-3 保育の質の向上

A-3-1 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A-3-1-1 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		評価
判断基準	a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
	b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	
	c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 74. 2% b) 23. 1% c) 0. 0% 無回答) 2. 6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所独自に作成した「保育の自己評価(自己点検)表」を用いて、12月に研修を行った上で、2月頃に子どもの育ちと自己の保育の振り返りを行っている。 ・全職員の自己評価を集計し園としての改善課題を抽出し、「小ざくら乳児保育園職員による自己評価一覧表」にまとめ、法人ホームページで公開している。 ・日案・月案・年間指導計画、個別の保育プラン書には、子どもの育ちと自己の保育についての振り返りの項目があり、クラスの複数の保育者と話し合い、得られた気づきを次の保育に活用している。 ・法人内の公開保育は、観察、評価をするための視点を定めた資料(子どもの活動、職員の配慮、援助等)を事前に、法人(4園)の職員に配付している。終了後に配付した資料の意見を集計し職員会議で話し合い保育の改善につなげている(公開保育は全クラスで実施)。 	